

○箕面市行政評価・改革推進委員会条例

平成十六年三月三十日

条例第一号

(平成七年条例第四号を全部改正)

(設置)

第一条 最大限の市民福祉の向上に寄与するよう、限られた人材、財源、物資及び時間を効果的かつ効率的に配分し、成果を重視する行政運営の推進を図るため、箕面市行政評価・改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、市の実施する行政評価及び行政改革の推進について調査審議し、市長に助言を行うものとする。

(組織)

第三条 委員会は、委員五人以内をもって組織する。

(委員)

第四条 委員は、行政評価及び行政改革に関して専門的な知見を有する者のうちから市長が任命する。

- 2 委員の任期は、三年を超えない範囲内で市長が定める。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査等)

第七条 委員会は、必要があると認めるときは、委員を指名し、市の実施する行政評価及

び行政改革の推進について調査等を行わせることができる。

- 2 前項の指名は、会議を開くいとまがないときは、委員長が行うものとする。

(報酬及び費用弁償)

第八条 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和二十九年箕面市条例第十号)の定めるところによる。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(招集の特例)

- 2 委員長及びその職務を代理する委員が委員の任期満了等により不在の場合における委員会の会議の招集は、市長が行うものとする。この場合において、当該会議に関し必要な事項は、市長が定めることができる。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 3 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(この条例の失効)

- 4 この条例は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

附 則(平成一九年条例第四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年条例第三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年条例第四号)

この条例は、公布の日から施行する。